

## 福智町地域おこし協力隊活動補助金交付要綱

令和5年3月28日  
要綱第18号

(趣旨)

第1条 この要綱は、福智町地域おこし協力隊設置要綱（令和5年福智町要綱第17号。以下「設置要綱」という。）の規定により設置する地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）に対し、設置要綱第11条第3項の規定に基づき、予算の範囲内において交付する福智町地域おこし協力隊活動補助金（以下「補助金」という。）について、福智町補助金等交付規則（平成24年福智町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる対象者は、隊員とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 赴任支度金（1人につき20万円とし、1回限りの交付とする）
  - (2) 住居に係る家賃及び管理経費等（駐車場1台分を含み、光熱水費等は除く）
  - (3) 活動の遂行上必要な車両及び備品等の貸与に要する経費（燃料費等を含む）
  - (4) 町での定住に向けた活動又は起業を行うに当たって必要な研修及び資格等の受講若しくは取得等に要する経費
  - (5) 消耗品及びその他町長が必要と認める経費
- 2 日常生活使用する車両及び生活用品等に係る経費は、補助金の対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号）に規定する上限額を越えない範囲において定めるものとし、活動期間が1年に満たない場合は、活動期間の月数等により按分するものとする。

2 任用型隊員に係る補助金の額にあつては、町が活動経費として別途支出する金額を勘案の上、当該補助金の上限額を定めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、毎月分の活動経費を取りまとめ、福智町地域おこし協力隊活動補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、直ちに町長に提出しなければならない。

- (1) 活動経費支出内訳書（様式第2号）
- (2) 領収書又は通帳の写し等
- (3) 見積書又は積算根拠が分かる書類（概算払を受けようとする場合に限る）
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があつたときは、補助事業の内容及び法令との関連等必要な審査を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに決定をしなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付決定を行うに当たって、必要な条件を付することができるほか、交付申請に係る事項につき必要な修正を加えて当該補助金の交付を決定することができる。

(交付決定等の通知)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、福智町地域おこし協力隊活動補助金交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

2 町長は、補助金の交付をすることが不相当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、福智町地域おこし協力隊活動補助金請求書（様式第4号）により、町長に請求することができる。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が法令若しくは補助金の交付決定の内容、その他町長の指示する事項に違反したときは、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定による取消し等が生じたときは、福智町地域おこし協力隊活動補助金交付取消・変更通知書（様式第5号）により、速やかに当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の取消し又は変更の通知を受けた交付決定者は、当該取消し等に係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、直ちに当該補助金額を返還しなければならない。

(調査等)

第11条 町は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、隊員の活動状況について調査し、隊員に対して所要の報告を求めることができる。この場合において、隊員は、これに従わなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日要綱第10号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。